

# Point 建設業のリスクアセスメント

近年、建設業の店社、現場において、リスクアセスメント活動を推進している事業場が増加しています。

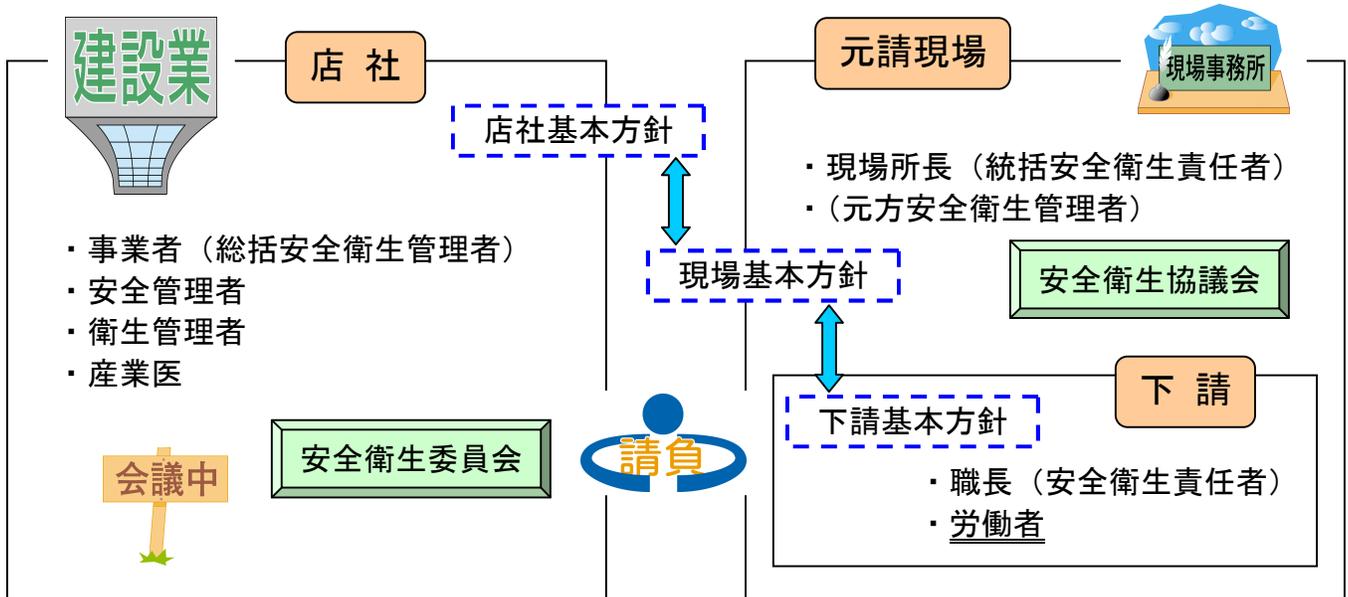
労働安全衛生法においても、平成18年4月からリスクアセスメントの実施を努力義務規定とし、中心的な安全衛生活動のひとつに位置づけられました。従来から実施されている、法令遵守、安全パトロール、危険予知活動、災害が発生した場合の負の伝承等の活動も、当然、引き続き行っていく必要があります。

これからの安全衛生活動は、事業場においてリスクアセスメント活動を効果的に実施していくことがポイントとなることから、次の点につき安全衛生委員会・安全衛生協議会等の場で検討してみましょう。

## 店社と現場

建設業の仕事では、店社と現場、現場においては元請と下請といった請負構造であることから、それぞれの立場の者が誰に対し何をすべきか、責任と権限を明確にし、安全衛生活動を行なう必要があります。

また、元請業者は自社労働者だけでなく、現場で働く全ての労働者の安全と衛生を確保する義務がありますが、仕事にけがをする可能性が一番高いのは下請業者の労働者(直営の場合は自社の現場労働者)であることから、店社基本方針がいか現場での仕事に活かせるかが非常に大切なこととなります。



## 危険源の洗い出し

リスクアセスメントのスタートは、危険源(危険性又は有害性)を洗い出すことから始まります。

危険源の洗い出しは、「～するとき(主なステップ)、～したので(危険性又は有害性)、～になる(事故の型)」という形で行います。

ここで、例えば「手すりがないので墜落する。」というふうに、ひとつの対策が行われていないことを特定して洗い出しを行ってしまうと、本来、低減措置として検討すべき、高所での作業頻度の低減、足場の設置等を検討することなく、低減措置は「手すりの設置」だけに絞られることとなりかねないので、危険源の洗い出しの際には十分注意しましょう。

### 《玉掛け作業の危険源の洗い出しの例》

No.	主なステップ	危険源(危険性又は有害性)	事故の型
1	玉掛けをする	荷にワイヤーを掛けるとき、荷崩れし、	荷にはさまれる
2	地切りをする	荷の重心の取り方が悪く、荷振れし、	荷が激突する
3	巻上げる	重量目測が間違っており、玉掛けワイヤーが切断し、	荷が落下し下敷きになる

## リスクアセスメントKY



建設業におけるリスクアセスメントは、①店社においてリスクアセスメントを行い標準作業を決定し、②これに基づき現場作業の計画段階でもリスクアセスメントを行い、③最終的に日々その日に行う作業についてリスクアセスメントKYを行う。この三段階の実施が理想的な形となります。

現場でのリスクアセスメントKYを実施しているだけでは、リスクアセスメント活動として十分ではありませんから、店社段階におけるリスクアセスメントの実施など、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの構築を目指し、ステップアップを図りましょう。

### 《リスクアセスメントKYの悪い例》 ○月○日

本日の作業		型枠組立作業			
No.	作業に潜んでいる危険	危険性	重大性	危険度	危険に対する対策
1	高所作業中墜落する	○	△	2	足元注意
2	玉掛中ワイヤーに手を挟む	○	△	2	手元注意
3	材料運搬中材が落下し激突	○	△	2	吊り荷に注意
会社名		(株)〇〇建設			

#### 【問題点】

- 1 危険源の洗い出し方が十分でない。(～するとき、～したので、～になる。という形で)
- 2 「手元・足元注意」など、労働者の危険に対する注意のみに頼っている。(形だけのKY)
- 3 元請が作成したシートにより下請が実施するが、元請が実施方法の教育をしていないため、評価等が適正に行われない。

## リスク低減措置の順序

リスクアセスメントは、店社、現場作業の計画段階、日々の三段階で実施しますが、リスク低減措置についても、当然その段階ごとに検討する必要があります。

リスク低減措置を検討する場合、安易に「安全帯の使用」などの保護具を使用することを第一に検討するのではなく、次のとおり順序だてて検討することが大切です。

- 1 法令に定められたものがある場合、まずその措置を必ず実施します。
- 2 設計・計画段階から、高所で行う作業を地上で行う作業とするなど、より安全な施工方法となることを検討し、労働者の作業に係るリスクを低減する。
- 3 安全装置・設備等の対策を実施する。
- 4 上記2、3の措置により除去しきれなかったリスクに対し、作業標準・作業手順の整備、立入禁止措置、警報装置、教育訓練等の、労働者を管理することによる対策を実施する。
- 5 安全帯や防護マスクなどの保護具の使用を義務付ける。ただし、上記2～4の代替措置とすることはできない。

## 店社としての安全水準の確立



店社として安全パトロールを実施する場合など、現場での作業の危険度を判定するため、その判定基準が必要となります。パトロールを実施する担当者が、それぞれの感覚で危険度を判定してしまうと、現場も混乱し、せっかく時間をかけて実施したパトロールも、その効果を上げることもなく、ただ単に「パトロールを実施した」という記録が残るだけのものとなります。

建設工事は、発注者、工事の種類、工事の規模等、一つ一つの工事の状況は異なりますが、重なり合う作業は沢山あります。店社段階でのリスクアセスメントを実施し、作業ごとの標準・基準を確立することにより、同一作業については全ての現場で同じレベルでの作業が行われることとなり、また、同じレベルでの管理を行うことも可能となります。

また、法令を遵守することを安全率1と考えたならば、店社としてその安全率をどの程度に求めるかをイメージすることも、店社としての安全水準の確立につながると思われるので、従来からの活動とリスクアセスメントを上手に組合せ、効果的な安全衛生活動を実施しましょう。



平成23年4月作成